

日光市中小事業者等デジタル情報発信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、慢性的な労働力不足の解消に向け、市内の中小事業者等が行う人材確保及び生産性の向上を目的としたデジタル情報発信に係る経費の一部を補助する日光市中小事業者等デジタル情報発信事業費補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自社ホームページ 自社の事業内容等について情報発信を行う役割を持つ自社のウェブサイトをいう。
- (2) 自社ECサイト 電子商取引を行う自社のウェブサイトであって、自社の商品の購入から決済までを行うことができる機能を有するものをいう。
- (3) PR動画 自社の事業又は商品内容について情報発信を行うための動画をいう。
- (4) VRコンテンツ 仮想現実（Virtual Reality）技術を用いて制作する自社の事業又は商品内容について情報発信を行うためのデジタルコンテンツをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、第3号及び第4号に掲げる事業については、制作したものを自社ホームページ、自社ECサイト又はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）公式アカウントに掲載する場合に限り、補助金の交付の対象とする。

- (1) 自社ホームページの新規制作又は改修
- (2) 自社ECサイトの新規制作
- (3) PR動画の新規制作
- (4) VRコンテンツの新規制作

2 前項の規定にかかわらず、自主制作する場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する法人(みなし大企業は除く。)又は個人
 - (2) 市内に本店又は事業所を有する者で、補助金の交付申請時点において、創業から12月を経過している者
 - (3) 受給後も事業を継続する意思を有する者
 - (4) 市税及び公共料金を完納している者
 - (5) 日光市暴力団排除条例(平成24年日光市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団等に該当しない者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていない者
 - (7) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っていない者
 - (8) 申請する補助対象事業に対し、他の補助金の交付を受けていない者
- (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る外部委託費、制作に係る初期費用及び研修費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 通信費
- (2) 維持管理費
- (3) 備品購入費
- (4) リース費用
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) その他補助対象経費として不適当であると市長が認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

2 補助金は、一の補助対象者に対し、1回限りの交付とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日光市中小事業者等デジタル情報発信事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることを証するもの
- （2） 補助対象経費の見積書及び明細書の写し
- （3） 自社ホームページ、自社ECサイト又はSNS公式アカウントの内容がわかるものの写し（自社ホームページの改修又はPR動画若しくはVRコンテンツを新規で制作する場合に限る。）
- （4） 誓約書兼同意書（様式第2号）
- （5） その他市長が特に必要と認める書類等

2 前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象事業の委託に係る契約書等の写し
- （2） 補助対象経費の支払いに係る領収書等の写し
- （3） 補助対象事業の実績が確認できる書類
- （4） その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の決定を受けた補助対象者のうち第7条第2項ただし書に該当する者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補

助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、日光市中小事業者等デジタル情報発信事業費補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（調査に対する協力）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、この要綱による補助金の交付に関し市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。